

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 5 年 7 月 31 日			
京都市下京区東塩小路高倉町2番1		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 日本通運株式会社京都支店 支 店長 岡本 俊一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	182 台	台	台	206 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	6 台	台	台	6 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	専用システムを使用し機器と管理者をデータ化している。			
	廃棄時	専用システムを使用し工程管理票の回収管理をしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	専用システムを使用し点検履歴を管理するとともに点検漏れの無いように管理している。			
	廃棄時	適切な業者にフロンの回収を委託している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	定期的な機器の代替えを推進している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。